

第7章 避難誘導

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的考え方

- ・市民の避難に備え、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。
- ・また、首都直下地震等の大規模災害に備え、市の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要である。

2 現在の到達状況

- ・避難方式（2段階避難）の周知・訓練の実施
- ・指定緊急避難場所30ヶ所（平成28年3月現在；資料編 資料第8参照）
- ・清瀬市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成25年度）を策定

3 課題

- ・自治体単独では対応できない大規模災害時における、避難先の確保や広域避難、再避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要

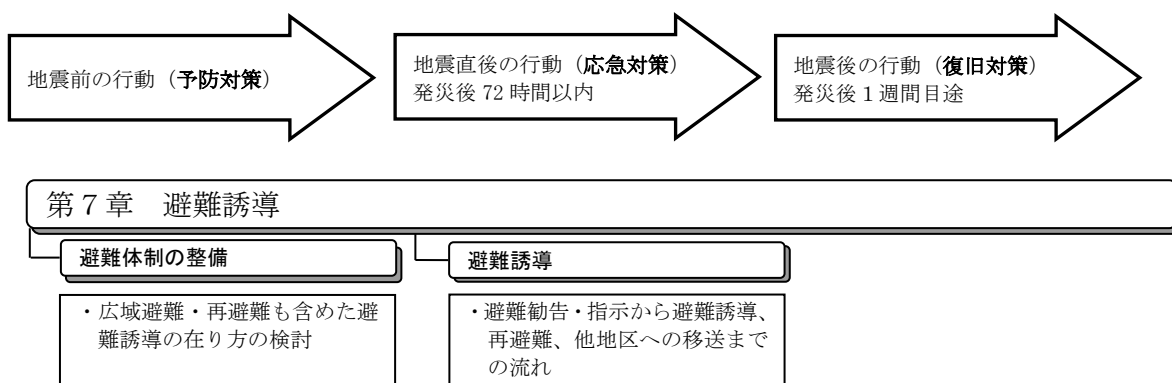
4 対策の方向性

- ・的確な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、安全な避難誘導など、住民の避難対策を推進

5 到達目標

- ・安全な避難誘導の仕組みを構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保を行う

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 指定緊急避難場所等の定義

ここでは、指定緊急避難場所等の定義を記載する。

一時(いつとき)集合場所	○指定緊急避難場所等へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に避難して様子を見る場所、又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する近所の公園、広場等をいう。
指定緊急避難場所 (避難場所)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに開設される施設又は場所をいう。(災害対策基本法第49条の4) (○大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模な公園や小中学校の校庭等をいう。)
指定避難所 (避難所)	○地震等による家屋の倒壊・焼失、又は台風等による浸水・がけ崩れなどで被害を受けた者、又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する市立学校、地域市民センター等の建物をいう。(災害対策基本法第49条の7)
指定避難所 (福祉避難所)	○指定避難所のうち、避難行動要支援者や要配慮者など、避難生活において配慮を要する人のための避難所をいう。(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)

※ 災害対策基本法第49条の7に規定される「指定避難所」については、従前の「福祉避難所」も包含される用語であるため、本計画内において区別する必要がある場合は「避難所」及び「福祉避難所」の用語を使用するものとする。

2 避難体制の整備 《防災防犯課・各公共施設主管課・都》

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。

機関名	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。 ○避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難に関し、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ○隣接市への避難、あるいは隣接市からの避難の可能性を想定し、あらかじめ隣接市と指定緊急避難場所の運用について検討する。 ○効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所や指定避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年

	<p>3月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会)に基づき、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○混乱の発生を防止するために、指定緊急避難場所等に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定するよう市民に周知する。 ○避難道路や指定緊急避難場所が被災、あるいは被災の危険が迫っている場合を想定し、別の安全な指定緊急避難場所や避難道路、誘導方法などの再避難の方法を検討する。 ○災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。 ○自宅に大きな被害が認められない場合等における、在宅避難（自宅にとどまる）について周知する。
<p>市教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう避難計画を含めた「清瀬市立学校防災マニュアル」を踏まえた学校防災計画の策定等の指導を行う。 ○計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。 ○指定避難所、避難道路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。 ○避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。 ○避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策であること。 ○学年や障害の程度等児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。 ○校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。 ○児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定めておくこと。
<p>都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難に関し、大規模災害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、都は、広域的視点から調整を行う。そのための体制構築のため、広域避難に関する検討、外国人への連絡体制、避難行動要支援者対策、避難対策訓練、指定緊急避難場所の周知、都立学校における対策等の取組を行う。

第3節 応急対策

1 避難誘導 《災害対策各班》

(1) 避難の勧告・指示の基準

ここでは、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・避難指示（緊急）の基準を記載する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	○避難行動要支援者の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者の避難行動に時間を要する者は計画された指定避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された指定避難所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(2) 避難の勧告・指示

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予測される場合、又はガス等の流出拡散や浸水、崖崩れ等により人命への危険が及ぶと予測される場合、及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

機関名	対策内容
市	○市域内において危険が切迫した場合には、災害対策本部長は東村山警察署長及び清瀬消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示をする。この場合、災害対策本部長は直ちに都本部に報告するものとする。 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、災害対策本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去

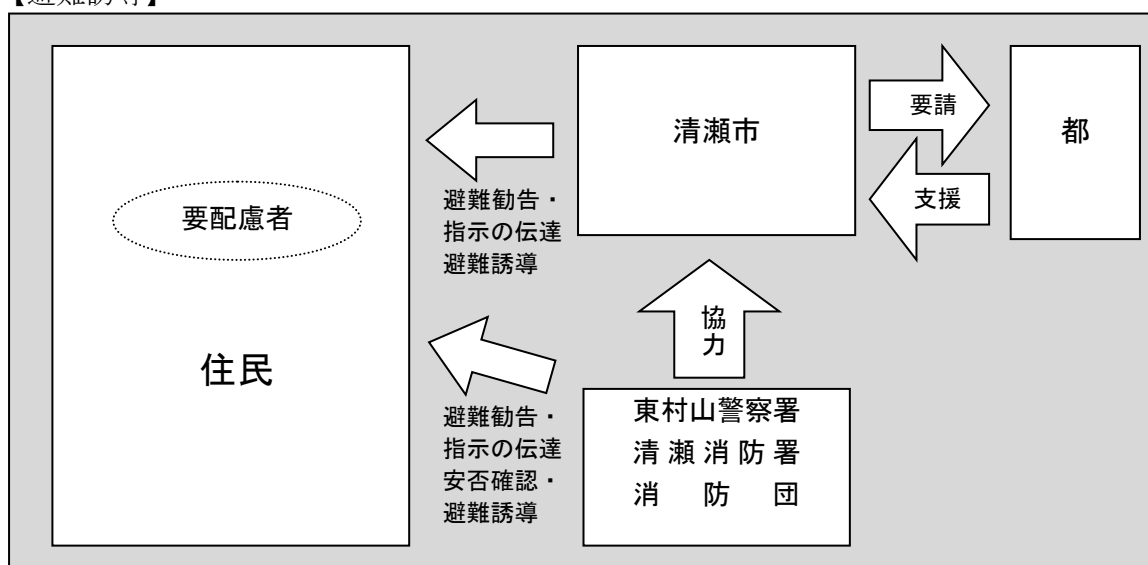
	<p>を命ずるものとする。</p> <p>○平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。</p>
都	<p>○知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p>
東村山警察署	<p>○火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方法及び避難先等を通知する。</p> <p>○避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。</p>
清瀬消防署	<p>○消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告・指示を行う。この場合、直ちに市長に通報するものとする。</p> <p>○避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示の伝達を行う。</p>

(3) 避難誘導

機 関 名	対 策 内 容
市 民	<p>○市民は、避難の勧告または指示が出された場合、なるべく地域または自治会（自主防災組織）、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に集合し、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を形成し、指定緊急避難場所等に避難する（2段階避難方式）。この場合、市、東村山警察署、清瀬消防署及び消防団は必要な措置を行う。</p> <p>・一時集合場所の効果は以下のとおりである。</p> <p>①情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。</p> <p>②近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。</p> <p>③自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。</p> <p>○避難道路や指定緊急避難場所が被災、あるいは被災の危険が迫っている場合、リーダーは、別の安全な指定緊急避難場所や避難道路、誘導方法などを検討し、再避難を誘導する。</p>
市	<p>○市は、避難の勧告や指示を行う暇がない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、指定緊急避難場所への直接避難の誘導も行う。</p>

<p>東村山警察署</p>	<p>○指定緊急避難場所等に避難した地域住民、事業所従業員等は、自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心に集団を編成させる。この場合、傷病者、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は優先して避難させる。</p> <p>○避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、パトロールカー、白バイ等による広報活動を行う。</p> <p>○火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。</p> <p>○広域避難場所においては、所要の警戒員を配置し、各防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、指定緊急避難場所等の秩序維持に努める。</p>
<p>清瀬消防署</p>	<p>○避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、警察署等に通報する。</p> <p>○避難が開始された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防団との連携活動により、避難誘導にあたる。</p> <p>○避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、指定緊急避難場所等の安全確保に努める。</p>
<p>消防団</p>	<p>○指定緊急避難場所等の防護 避難勧告、避難指示（緊急）等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と指定緊急避難場所等の防護活動を行う。</p> <p>○避難が開始された場合は、清瀬消防署と連携し、避難誘導にあたる。</p>

【避難誘導】



(4) 指定緊急避難場所等の運用

避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとする。